

水質基準

備考：水質基準①～⑤は水質汚濁防止法によりであり、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）に基づき検査を実施
※⑥・⑦⑧⑨（オキタン・6αヒンケル）⑩⑪及び⑫・⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲

※(4S, 4aS, 8aR)-ノボタビド-7-4, 8aジメチルプテリン-4a(2H)-オール(シグモニン)

※1, 2, 7, 7-トリメチルシロリ[2, 2, 1]-ヘキサ-2-オール(2-トリムethyl-Δ⁹-ネボル)

